

国立市市有地の売払いについて、一般競争入札を行うため、国立市契約事務規則（昭和39年6月国立市規則第19号）第10条の規定により、下記のとおり公示する。

令和7年7月1日

国立市長 濱崎 真也

1. 入札対象物件

区分	所在	地番	地目	地積 (公簿・実測)	最低売却価格
土地	国立市富士見台四丁目	38番28	宅地	530.38 m ²	163,940,458円

2. 入札参加者の資格

個人又は法人を問わず参加できるが、次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 国立市暴力団排除条例（平成25年12月国立市条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者並びに同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (5) 上記（3）若しくは（4）に掲げる者から委託を受けた者又は上記（3）若しくは（4）に掲げる者の関係団体及びその役職員若しくは構成員
- (6) 市税等に滞納がある者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する職員

3. 売払いに係る主な前提条件等（詳細は別に定める「国立市市有地売払いに係る一般競争入札実施要領」（以下「入札実施要領」という。）を必ず確認すること。）

- (1) 買受人は、売払物件において、所有権移転の日から5年以内に、共同住宅（延

- べ床面積がおおむね350㎡以上のものに限る。)若しくは3棟以上の戸建住宅の建築工事又は戸建住宅の建築を目的とする開発行為を完了しなければならない。
- (2) 買受人は、(1)の義務を履行するまでは、売払物件の所有権の全部又は一部を第三者に移転し、又は名目のいかなを問わず売払物件に賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利等の設定をしてはならない。
 - (3) 買受人は、売払物件を所有権移転の日から5年間、共同住宅又は戸建住宅の敷地に供するものとし、その他の用に供してはならない。
 - (4) 買受人は、(3)に定める期間内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、(3)の義務を書面により承継させなければならない。
 - (5) 買受人は、売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。
 - (6) 買受人は、本契約締結の日から5年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する生業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。
 - (7) 売払物件については、物件調書の記載の有無にかかわらず、現況での引渡しとし、物件内に残置物がある場合でも国立市は撤去しない。また、物件調書と現況が異なる場合は、現況を優先する。
 - (8) 売払物件の敷地内外に位置する工作物(フェンス、電柱、道路標識、水道引込管、下水桝等)や供給設備等の補修・移設・撤去・樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、関係機関及び隣接地権者との協議については、国立市は対応しないものとする。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても、国立市は関知しないため、事前に十分確認すること。
 - (9) 売払物件については、土壌調査、地耐力調査、地盤調査及び地下埋設物調査を行っていない。売買契約締結後に、土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、国立市は責任を負わないものとする。また、付帯する地上物件の不具合についても、国立市は責任を負わないものとする。
 - (10) 売払物件において開発行為を行う場合は、国立市まちづくり条例(平成28年3月国立市条例第8号)及び関係法令を遵守するものとする。
 - (11) 国立市は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、買受人に対してその業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべ

き報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- (12) 買受人は、上記(1)から(6)までに違反した場合は、売買代金の30%の違約金を国立市に支払わなければならない。また、(11)に違反した場合は、売買代金の10%の違約金を国立市に支払わなければならない。

4. 入札参加申込み

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に国立市行政管理部総務課庶務管財係に一般競争入札参加申込書(様式1)及び誓約書(様式2)に関係書類を添えて提出すること(郵送不可)。

- (1) 受付期間 令和7年8月1日(金)から令和7年11月14日(金)まで
(ただし、土・日・祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)
- (3) 受付場所 国立市行政管理部総務課庶務管財係(国立市役所本庁舎2階34番窓口)

5. 入札保証金

入札参加者は、一般競争入札参加申込書の提出時に国立市が発行する納入通知書により、各自の見積もる金額の100分の3以上の額を、入札保証金として、入札の前に、国立市役所1階23番窓口「多摩信用金庫国立市役所派出所」窓口で納付すること。

6. 入札

本入札は一般競争入札であり、最低売却価格以上の金額から入札可能となる。

- (1) 入札期間 令和7年11月17日(月)から令和7年11月27日(木)まで
(ただし、土・日・祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)
- (3) 受付場所 国立市行政管理部総務課庶務管財係(国立市役所本庁舎2階34番窓口)
- (4) 入札方法 入札書(様式3)及び入札保証金の領収証書(以下「入札保証金納付証明書」という。)の写しを封筒に入れ、その他の関係書類を添えて提出(郵送不可)。

7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札の前に、入札保証金を納付しない者がした入札
- (3) 入札金額の100分の3に満たない入札保証金を納付した者のした入札
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印のないもの
- (5) 他人の代理を兼ねた者又は2人以上の代理をした者の行った入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

- (7) 入札書に入札保証金納付証明書の写しを同封せずに行った入札
- (8) 最低売却価格に達しない金額での入札
- (9) 入札実施要領、法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8. 落札者の決定方法

落札者は、最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

9. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和7年11月28日(金) 午前10時
- (2) 開札場所 国立市役所本庁舎地下1階 食事・休憩スペース

10. 契約の締結

落札者は、令和8年1月30日(金)までに、国立市と土地売買契約を締結すること。

11. 土地売買代金の支払い及び所有権移転登記

- (1) 土地売買代金は、契約締結と同時に、国立市が発行する納入通知書により、全額を一括して納付すること。
- (2) 所有権移転登記は、土地売買代金の支払後、買受人の費用負担(登録免許税の納付)により、国立市が行う。
- (3) 売払物件の引渡しは、土地売買代金の支払後とする。

12. その他

- (1) 入札及び契約の手続の詳細について、入札実施要領その他関係書類を必ず熟読した上で入札に参加すること。
- (2) 入札の参加に当たっては、あらかじめ物件の状況を十分に確認すること。なお、現地の状況を確認する際は、土地利用者及び周辺住民の迷惑にならないように注意すること。
- (3) 入札実施要領に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、国立市契約事務規則等の関係諸法令の定めるところによって処理する。

13. 入札実施要領、一般競争入札参加申込書等の配布場所

国立市富士見台二丁目47番地の1 国立市役所本庁舎2階34番窓口
国立市行政管理部総務課庶務管財係 電話 042-576-2111 (内線252)

14. 問い合わせ先

国立市行政管理部総務課庶務管財係

電話 042-576-2111 (内線 252)